

様式第1号（第1条関係）

一般廃棄物処理施設変更許可証

平成21年3月18日

住所 北海道札幌市清田区清田一条三丁目7番14号

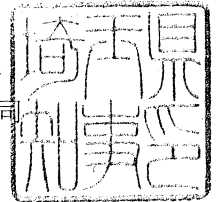
氏名 北海紙管株式会社

代表取締役 長谷川 裕一

（法人にあつては、その名称、主たる
事務所の所在地及び代表者の氏名）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、変更の許可を受けた
一般廃棄物処理施設であることを証する。

埼玉県知事 上 田 清 司



許可の年月日	平成21年3月18日	許可番号	10
施設の種類 及び処理する 一般廃棄物の種類	ごみ処理施設（圧縮梱包施設） 古紙、新聞紙、雑誌、段ボール、 紙製容器包装（容器包装リサイクル法による）		
設置場所	埼玉県春日部市南栄町15番9 他7筆		
処理能力	新聞紙・古紙 124.7t/日（7.75時間） 雑誌、紙製容器包装 145.7t/日（7.75時間） （容器包装リサイクル法による） 段ボール 146.4t/日（7.75時間）		
許可の条件	特になし。		
留意事項	1 施設の設置にあつては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があつた場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

様式3

指令資循第464号

北海道札幌市清田区清田一条三丁目7番14号

北海紙管株式会社

平成20年10月30日付けで申請のあった一般廃棄物処理施設の変更については、
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条第1項の規定
により許可します。

平成21年3月18日

埼玉県知事 上田 清司

